

資 循 第 589号
平成30年 2月22日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省
令の施行について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成30年 2月 2日付け環循適発第1802021号及
び環循規発第1802021号により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理
推進課長及び同廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありました。

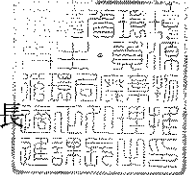
ついては、このことについて貴協会会員に対し周知くださるようお願いいた
します。

問合せ先
許認可グループ 守谷
電話 (045)210-1111 内線 4163

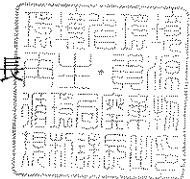
環循適発第 1802021 号
環循規発第 1802021 号
平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長



廃棄物規制課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 1 号）は、平成 30 年 2 月 2 日に公布され、同日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

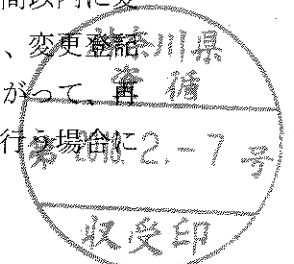
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化处理）に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「再生利用等認定業者」という。）は、名称、代表者等を変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に環境大臣に届け出なければならないこととされている。また、再生利用等認定業者が法人の場合は、当該変更の届出において、代表者等を変更するときは登記事項証明書を添付しなければならないこととされている。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から 2 週間以内に変更の登記をすることとなっており（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 915 条）、変更登録の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされている。したがって、再生利用等認定業者が法人であって、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合に



収受印

については、「変更の日から 10 日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

また、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者等の許可の更新期間に係るいわゆる優良産廃処理業者認定制度については、その認定基準として、申請者が法人である場合には、直前3年の事業年度における貸借対照表等を年一回以上、インターネットを利用する方法により公表等することを規定していたところである。しかしながら、当該規定については、一部で企業の実務運営等とそぐわない運用が行われていることから、当該規定の趣旨の明確化を図るため、改正を行ったものである。なお、株式会社以外の法人についても、直前3年間に於ける貸借対照表等又はこれらに相当する事項を、定時株主総会に準ずる機関等で報告又は承認された後等のタイミングで、少なくとも毎年更新し、その都度公表していることという趣旨で適用されることを申し添える。

第二 改正の内容

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出期間（第6条の8、第6条の21の2及び第6条の24の9関係）
一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出について、法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、その提出期限を30日以内とする。
※ 第12条の12の7、第12条の12の13及び第12条の12の19の規定により、産業廃棄物についても適用される。
- 2 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期（第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号関係）
優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、貸借対照表等を更新すべき場合（情報の更新頻度）について、「一年に一回以上」を「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改める。
- 3 その他
広域的処理認定制度に係る変更の届出（第6条の21の2第2項（第12条の12の13の規定により、産業廃棄物についても適用される。）関係）に当たり、環境大臣に提出する届出書に添付する書類に、認定証を添付することを不要とする等とする。